

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平成 3 1 年 2 月 1 3 日

農 林 水 産 部

～陳 情（新規）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
31 年－1 (31.2.8)	農林水産	種子法廃止による種子条例制定を求める意見書の提出について 鳥取市 (個人)	・ 本県は、種子法廃止に先立ち、「主要農作物の種子生産及び供給に係る基本要綱」（平成 30 年 3 月）を定め、種子生産ほ場の指定、ほ場審査及び生産物審査、原種・原原種の生産、奨励品種の決定のための試験など、従前と変わらない業務を実施している。 ・ 財源については、種子法廃止後も、引き続き、地方財政措置が講じられることとなっている。 ・ 条例制定については、これまで、大規模な稲作農家、種子生産者、JA等の関係者からご意見を伺ってきたところ。 〔全国の状況〕 平成 30 年度までに条例制定：山形県、新潟県、富山県、埼玉県、兵庫県 条例制定検討中：北海道、長野県、岐阜県、福井県、宮崎県